

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県警察の組織に関する規則の一部改正	令和 8 年 5 月 20 日 警 務 課
1 改正理由 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）が令和 8 年 6 月 1 日に完全施行されることに伴い、生活安全企画課の所掌事務について所要の改正を行うとともに、各課の所掌事務に記載されている法令名について関係法令の改正に伴う整理が未了であったことから、現行法令との整合性を確保する観点から法令名の整備を行うものである。 2 改正規則 鹿児島県警察の組織に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 13 号） 3 改正内容 (1) 生活安全企画課の所掌事務である各種法律の施行について規定した第 10 条第 5 号に 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。生活環境課の所掌に属するものを除く。） と追加するもの。 (2) 各課の所掌事務に記載されている法令名について、関係法令の改正に伴う整理が未了であったことから、現行法令との整合性を確保する観点から法令名の整備を行うもの。 4 施行期日 令和 8 年 6 月 1 日 5 経過措置 なし		